

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香春町長 鶴我 繁和

市町村名 (市町村コード)	香春町 (406015)	
地域名 (地域内農業集落名)	採銅所3区 (鮎返り・現人・観音地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 5月 15日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・兼業農家が多い地区で、近年では離農者も増え続けており後継者も不足している状態である。10年後は現在よりも離農・規模縮小して農地を貸したい地権者が増える傾向になると予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

日照の問題もあり、水稻以外の作物の作付は難しいため、引き続き水稻の作付を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後、規模縮小・離農を希望する農家が出てきた場合は、地域の小規模経営体への移行を進め、地域全体で保全・管理に努めていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の耕作者の意向が優先ではあるが、地域が地域外からの参入希望を受け入れる意向があれば農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については、担い手が確保され農地所有者からも意向があれば取組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町・JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ・シカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応出来る体制を構築する。併せて捕獲人材の確保に努める。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、地域全体で保全・管理を行っていく。